

# 真庭市立川東小学校 いじめ防止基本方針

## いじめに関する現状と課題

発達段階に相応した友達関係を巡るトラブル、通学班内でのトラブル等は起こっているが、早い段階で保護者や当事者、また周囲の児童や地域の方々から連絡があがり、早期に解決し長期に渡って尾を引くトラブルはない。今後も未然防止のための積極的な取組をさらに徹底して行い、いじめを生まない学校、学級の風土をつくることが重要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめに対する認識を全教職員で共有し、いじめを積極的に認知し、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

＜重点となる取組＞

- ・児童がいじめを自らの問題ととらえ、いじめをしない・させない・放置しないという意識をもたせる。また、主体的に改善しようとする力を育成する。
- ・児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進し、いじめを生まない土壌づくりをする。
- ・いじめの早期発見のため、様々な手段を講じる。
- ・当該児童の安全を保障するとともに、家庭・各種団体や専門家と協力して解決にあたる。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>＜連携の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本方針をPTA総会で説明したり、ホームページで公開したりして、学校のいじめ問題への取組について、保護者の理解を得る。</li> <li>・学校運営協議会委員、民生児童委員、みんなで育む川東の会等の協力を得て、学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。</li> <li>・いじめに関する研修会等の情報提供を行う。(親育ち応援学習プログラム等の活用)</li> <li>・保護者を対象に、SNSやネットゲームなどの危険性の認識を深めてもらう研修を行う。</li> <li>・PTA本部で協議し、保護者への啓発や研修を行う。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>いじめ防止対策推進委員会</b></p> <p>＜対策委員会の役割＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中心となり、相談窓口や発生したいじめ事案への対応を行う。</li> </ul> <p>＜対策委員会の開催時期＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて招集する。</li> </ul> <p>＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議で伝達。緊急の場合は、朝礼や終礼、あるいは臨時の招集をかける。随時、ケース会議を開く。</li> </ul> <p>＜構成メンバー＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校外 学校運営協議会委員・民生児童委員・市保健師</li> <li>・校内 校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・養護教諭・該当担任・SC・SSW</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>全 教 職 員</b></p>	<p>＜連携機関名＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市教育委員会</li> </ul> <p>＜連携の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な情報交換、連絡会議の実施</li> </ul> <p>＜学校側の窓口＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭</li> </ul> <p>＜連携機関名＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真庭警察署</li> </ul> <p>＜連携の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非行防止教室(SNSいじめ防止を含む)の実施</li> <li>・定期的な情報交換、連絡会議の実施</li> </ul> <p>＜学校側の窓口＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導主事</li> </ul> <p>＜連携機関名＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市保健師・民生児童委員</li> </ul> <p>＜連携の内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な情報交換、連絡会議の実施</li> </ul> <p>＜学校側の窓口＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導主事</li> </ul>

## 学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>【いじめを生まない土壌づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育や道徳教育を通して、生命尊重の精神や思いやりの心を育て、いじめを許さない人権意識の高揚を図る。また、学級づくり、全校での人権週間 の取組等を通して、よりよい人間関係づくりを進め、人権を尊重する環境づくりを進める。</li> <li>・規律正しい生活態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや学習づくりに努める。</li> <li>・分かる授業を通して、児童に基礎・基本の定着を図り、授業に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるようにする。</li> <li>・縦割り班や仲よし学年の活動等を通して、リーダー性や思いやりの心を育てる。</li> <li>・児童のSNS等の利用実態の把握に努め、全学年の児童を対象に情報モラル指導を行う。</li> </ul>
② 早期発見	<p>【実態把握と情報共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員が児童と過ごす機会を積極的に設け、日頃から児童の様子を把握する。</li> <li>・6月と11月に教育相談週間を設け、いじめに関するアンケートも実施する。児童の生活や思いを把握しいじめの早期発見を図る。</li> <li>・「いじめの早期発見のためのチェックリスト」を活用し、児童の変化を見逃さない。</li> <li>・地域や保護者との関わりを大切にし、学校へ情報を報告してもらいやすい体制を作る。</li> <li>・職員会議等で定期的に児童の様子について情報交換し、児童の実態を教職員間で共通理解する。</li> <li>・小さなことでも、生徒指導担当に報告し、生徒指導担当は管理職に報告することで、多面的に情報をとらえ、対策を考える。</li> </ul>
③ いじめへの対処	<p>【情報収集、組織的対応、児童への指導・支援、保護者との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員・児童・保護者・地域住民・その他から情報を集め、「いじめ防止対策推進委員会」で指導・支援対策を組む。また、被害児童及び通報児童の安全を確保し、守り抜くことを最優先にする。</li> <li>・被害児童にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる。</li> <li>・加害児童には、いじめは人格を傷つける許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係等を十分把握する。</li> <li>・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめと思ったら誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。</li> <li>・関係児童の家庭訪問を行い、事実関係を伝え、今後の学校との連携方法について話し合う。</li> <li>・いじめの解消については、「いじめの行為が3か月以上ないこと」「本人と保護者に面談等で『心身の苦痛がない』ことを確認すること」の2点に基づいて判断し、必要な見守り等を継続する。</li> </ul>